

多文化共生の 視点を取り入れた 防災・災害時支援

1923年9月1日に起きた関東大震災を忘れないために、9月1日は「防災の日」とされています。そのため、各地域では毎年9月を防災月間とし、防災訓練や地域住民への防災意識の啓発等様々な事業が実施されています。本誌203号（2006年9月発行）では、「防災・災害と外国人支援」と題した特集を組み、災害時要援護者となりうる外国人住民への支援に取組む自治体等の活動を紹介しました。

前回の防災・災害特集から3年が経ちましたが、この間にも各地域では新潟県中越沖地震等の災害を経験し、外国人住民への情報提供のあり方や外国人住民も対象に入れた防災事業のあり方等について検討・実施が行われてきました。今号では、これまで行われてきた多文化共生の視点を取り入れた全国の防災・災害時支援に関する取組みを振り返るとともに具体的な取組みを紹介することで、各地域での事業実施の参考としていただきたいと思います。

多文化共生と防災の取り組み ～全国の事例から学ぶ導入のポイント～

多文化共生センター大阪代表理事 田村 太郎

多文化共生に向けた様々な取り組みが全

国で進められているが、なかでも防災は人命に関わることであり、関心が高い。クレーアにおいても二〇〇六年に「災害時多言語情報作成ツール」を作成し、本年四月には「災害時多言語支援センター運営マニュアル」を発表して、自治体や国際交流協会による災害時の外国人住民支援の取り組みを支援しているところである。筆者は一九九五年一月の阪神・淡路大震災や二〇〇四年一月の新潟県中越沖地震、また二〇〇七年七月の新潟県中越沖地震で被災した外国人住民への情報提供活動の経験を元に、これらのツールやマニュアル作りに関わってきた。また、各地で開催されている災害時通訳ボランティア研修事業や、災害時における広域連携協定のための研究会などに参画し、多文化共生と防災の取り組みについて、全国的な状況を見聞する機会を多くいただいた。本稿では、これらの取り組みを俯瞰し特徴や傾向を紹介し、現状と課題を分析するとともに、今後の自治体や国際交流協会による取り組みのあり方についていくつか

のポイントをまとめてみたい。

災害発生に備えた 取り組みについて

外国人住民は災害時要援護者として位置づけられており、都道府県や市町村で作成する地域防災計画において体系的かつ計画的な避難誘導や防災教育の実施が求められている。しかし他の要援護者と異なり、情報さえ的確に得ることができれば避難は自力で行うことが可能であり、事前に名簿を作成して支援計画を作るといった作業は無用である。災害時に向けた外国人住民支援のポイントとは、事前の「防災教育」と発生後の「避難生活での不安」の解消の二点に集約される。

「防災教育」は、災害についての知識と、災害発生後の対応についての情報の二つの側面から、情報提供と啓発活動を行う必要がある。ここで留意しなければならないのは、防災知識の差である。日本では子どもの頃から、学校などで年に一回は防災訓練に参加し、地震が起きたらどうすればいいのか、

避難所はどこなのか、避難所ではどういったサービスが受けられるのか、といった知識がすり込まれている。こうした経験を持ち合わせていない外国人住民に対して、日本で生まれ育った人と同じ情報を翻訳して配信したところで円滑に避難することはできない。また、起震車で地震を体験させたり、想定被害を示して災害の恐ろしさを伝えるだけでは不安が増大するのみである。船橋市や豊田市で実施されているような、避難所に宿泊して災害時の避難生活を疑似体験するような取り組みが有効である。

外国人登録時にオリエンテーションを実施する自治体も増えているが、防災についても重要な情報であり、地元で想定されている災害についての情報を伝えるとともに、災害が発生したらどうすればいいのか、わかりやすく伝えるようにしたい。この場合に留意したいのは、日本語版を翻訳しただけの資料を渡しても伝わらないということである。長岡市が中越地震での経験を元に開発したリーフレットは、パスポートにもはさんで持ち歩けるサイズで、留学生がデザインしたピクトグラムも避難所で受けられるサービスがわかりやすく示されている。具体的な場面を考え、本当に役に立つ防災情報を提供したいという熱意と工夫が必要である。

災害発生後の「避難生活での不安」は、避難所への定期的な巡回活動が有効であることが、中越地震後の長岡市での活動や中

越沖地震後の柏崎市での活動で明らかにしている。巡回では次項に述べるボランティアの存在が欠かせないが、避難所での生活をより円滑に進めるためには、「災害時多言語情報作成ツール」の避難所表示シートの活用や、行政担当者を対象とした外国人被災者に関する研修の実施、外国人など少数者にも配慮した避難所運営のルール作りなど、防災担当部署と連携した事前の取り組みも重要である。全国市町村国際文化研修所は「外国人を災害弱者にしないために」と題した研修を、消防職員を対象に実施しているが、こうした機会を利用して防災担当部署での意識啓発を促していくことも、多文化共生担当者の重要な仕事である。

災害時ボランティアの育成

災害時に通訳・翻訳を行うボランティアの育成も各地で行われている。筆者も各地で講義や演習のお手伝いをさせていただいているが、実働を考えた場合に懸念される点が二点ほどある。

まず一つ目は、語学力の見極めがほとんどの地域でなされていない点である。多くの場合自己申告であり、通訳をしたこともない、という人も研修を受ければ登録できるしくみになっている。これでは派遣される方も依頼する方も心許ないし、何より被災して不安な外国人をさらに不安におとしめることになりかねない。研修にロールプレイな

どの実践的なプログラムを取り入れ、コードネートする側が能力を把握しておくことで、語学力など必要な要件を満たしているか確認しておきたいところである。

二つ目は、研修内容が実践的でないことが少なくない点である。既存の防災訓練はイベント化しており、バケツリレーや心肺蘇生などのわかりやすい訓練や、ときには「助けて」と叫ぶ大声コンテストなども行われている。一般の市民向けに防災意識を向上させるには意味があるかもしれないが、通訳ボランティアには必要ない。避難所での巡回を想定したり、実際に必要となる文書を翻訳したりといった、実践的な訓練を重ねることで災害に備えて欲しい。

三つ目は、自治体が単独で開催しており、他地域での連携が想定されていない点である。地元で災害が発生すれば、地元のボランティアも被災する。自分が被災しなくても家族が被災したり、自動車が出せない、職場を離れられない、といった理由でボランティア活動に参加できなくなる可能性が高い。外国人支援に限らず、大きな災害が発生した場合、二週間程度は被災地外から多くのボランティア活動が展開されてきたことは周知の事実である。実際には、地元で養成したボランティアが地元で活動するのではなく、他の地域で活動することを前提としておくのが現実的なのだが、そうした想定をしている地域はほとんどない。災害時にどのように活動するかを決めてから研修

を行っている主催者さえ、少ないのではない。筆者が講義する研修会でも、参加者から「災害が発生したら具体的にどのようなようにすればいいか」という質問が、必ずといっていいほど出され、そのたびに主催者は困惑の表情を浮かべておられる。

こうした課題を乗り越えるため、広域連携を前提としたボランティア制度を確立し、研修内容や派遣時のルールを事前に決めておくことを勧めたい。近畿二府四県三政令指定都市にある地域国際化協会により構成されている「近畿地区地域国際化協会連絡協議会」は、災害発生時に相互に協力して外国人住民支援に取り組みことを決め、協定を交わしている。船橋市と横須賀市はボランティア研修から共同で開催し、災害時には相互に派遣し合うしくみを構築しつつある。避難所運営訓練などは労力もかかり、地域で毎年開催するのは容易ではないが、広域で連携できれば負担も軽減できる。実働を前提としない研修は参加者に失礼であり、災害発生を想定した「出口」をしっかり設計した研修が期待されている。

今後に向けて

最後に、今後の地域における多文化共生と防災の取り組みについて、課題と展望をまとめてみたい。

本年五月に日本でも発生した新型インフルエンザ対応は、災害に準じる多言語情報

提供が必要な事例だった。また昨年来の経済危機でも、セーフティネットや就労準備のための日本語習得などの施策について、外国人住民へ迅速かつ確実に届く多言語情報提供の重要性を改めて認識させられた。これまででは地震や水害といった自然災害を中心にした対応が議論されてきたが、「災害」を「危機管理」と置き換え、より汎用性のあるしくみの構築が求められているのではないだろうか。

地域による災害ニーズのちがいについても、さらに研究が必要である。例えば大規模ターミナルで日中に地震が発生した場合や、集住都市で工場操業中に避難指示が出た場合など、過去の災害では経験していないケ

ースについても、多言語情報提供や外国人住民への的確な避難誘導のあり方を検討すべきであろう。またエスニシティや世代のちがいによって、情報の伝わり方も異なる。地域ごとに外国人住民が普段、どこからどのように情報を得ているのかにも着目し、適切なメディアを選んで活用していく視点も必要である。

このように多文化共生と防災の取り組みは、すでに長年議論されてきた分野であり、なすべきことはおおむね明らかになっている。地域ごとに実践的な研修を重ねること、他地域と連携した具体的な計画の策定、さらにはこうした取り組みを促す全国的なバックアップ体制の構築を急ぎたい。

特集

1-1

都の外国人住民を対象にした 災害対策等の取組について

東京都生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課市民交流国際係

東京都の外国人の状況

東京都の外国人登録者数は、この五年間で五万人以上増え、本年一月の統計では四

〇万八二三四人となっている。また東京を訪れる外国人旅行者数も二〇〇七年に五三二万人と前年比一〇・九パーセントの増加となっている。経済のグローバル化や労働人口の減少、政府の留学生二〇万人計画や観光

立国の方針等によって、今後も外国人居住者や外国人旅行者等が増加すると予想される。しかし、外国人の多くは地震等の経験がほとんどなく、災害の知識も不足している。国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」においても、外国人は言語、文化、習慣の違いなどから、避難等災害時の一連の行動に対して支援を要する者（災害時要援護登録者）と位置付けられており、外国人への災害対策が喫緊の課題である。

都では、外国人もより住みやすく活躍できる都市にするための重要な課題について具体的に検討するため、局長の諮問機関として「地域国際化検討委員会」を二〇〇一年度に設置し、「外国人災害時情報センター」や「東京都在住外国人向けメディア連絡会」などが答申を受け施策化された。二〇〇八年度の答申では、災害時の外国人に対する効果的な情報伝達体制の整備（外国人コミュニティやキーパーソンの把握）等があげられている。

外国人への防災に関する取組

(1) 災害時における取組

○外国人災害時情報センター

（二〇〇二年度に整備）

都は災害が発生した場合、外国人が必要とする情報の収集や都庁内各局の外国人相談窓口の支援、防災（語学）ボランティアの派遣、区市町村等が行う外国人への情報提

供などの支援業務を行うため、「外国人災害時情報センター」を開設する。

(2) 平常時における取組

○東京都在住外国人向けメディア連絡会

（二〇〇四年度設置）

災害時に防災情報を円滑に提供できるよう、平常時から情報の共有化に努めるため都内のエスニックメディアと連絡会議を開催している（一言語四〇メディア）。

○東京都防災（語学）ボランティア

都では地震などの大規模災害時に、被災外国人を支援するため、被災地の相談窓口、避難所、病院などで語学力を活かして通訳・翻訳などにあたる防災（語学）ボランティアを登録している。二〇〇九年六月一日現在、一七言語六七四人の登録があり、今後登録数九〇〇人を目指し少数言語を含め広く募集している。社会人、学生、主婦等登録者は多岐にわたる。登録後は、年四回程度の研修や防災訓練における外国人対応を通じてスキルアップを図っている。また災害時以外にも、都や区市町村等での国際的なイベント（スポーツアジア交流大会等）や都立病院等での医療通訳などの依頼に応じてボランティア登録者に呼びかけ、参加してもらうなど、語学力を発揮できる活動の場を提供している。このほか、語学ができる都職員による「東京都語学登録職員」の制度も構築している。

○防災知識の普及啓発

（二〇〇六年度から実施）

都の防災ホームページにおいて、英語による防災情報の提供のほか、防災DVD（日・英・中・韓）や防災リーフレットを作成配布し、防災知識の普及啓発をしている。

○在住外国人支援事業助成

（二〇〇八年度から実施）

在住外国人が平常時から安心して日常生活を営める環境を確保するために、民間の外国人支援団体が行う事業（コミュニケーション支援、生活支援、普及啓発）について助成している。

外国人支援のための防災訓練

(1) 経緯

二〇〇六年度から、都では外国人支援のための防災訓練を、総合防災訓練とは別に実施している。これは二〇〇五年一月に都市部を襲った阪神・淡路大震災において、外国人犠牲者の比率が平常時の外国人比率の約二倍と被害が大きく（兵庫県は外国人比率一・八％に対し、死者・行方不明者に占める外国人の割合が三・四％）、災害における外国人支援の必要性が改めて浮き彫りになったためである。

(2) 概要

本年一月二〇日（火）に実施した外国人支

援のための防災訓練では、外国人一四二名（大使館関係者三三カ国五二名、日本語学校の学生、ブリティッシュスクール関係者、一般参加の外国人等）、東京都防災（語学）ボランティア四三二名（六言語）、東京都語学登録職員一六名、区市の職員、国際交流協会、外国人支援団体、東京消防庁、警視庁、都職員などが参加し、総数三三六名となった。昨年の外国人参加者六〇名と比べ大きく増えた。

二〇〇八年度の訓練テーマは「体験型訓練で外国人の『自助』『共助』啓発」とし、①防災に関する知識や危機意識を普及・共有（外国人を災害時の要援護者ではなく、被災者支援の担い手にもなる存在とする）、②「外国人災害時情報センター」の支援体制の機能検証、③東京都防災（語学）ボランティアの実践を通してのスキルアップ、④区市町村、地域国際交流協会等関係機関との連携強化を目的として実施した。

③内容

会場は三会場に分かれ、【都庁会場】では発災二四時間以内を想定し「外国人災害時情報センター」の立ち上げと語学登録職員や都職員が参集し外国人が必要とする情報収集と電話問い合わせ対応の訓練を実施した。

【メイン会場（東京体育館）】では発災二〜三日目を想定し、連絡調整員やボランティアコーディネーターなどが参集し広域ボラ



↑外国人からの電話問い合わせ対応の様子。防災（語学）ボランティアは、災害時には青の語ボラジャンパー（背中に Interpreter と入っている）と登録証を持って集まる



↑外国人参加者が防災（語学）ボランティアの通訳を介し毛布担架の作り方を学ぶ様子

ンティア活動拠点・臨時活動拠点の開設。防災（語学）ボランティアによる外国人からの電話問い合わせ対応、相談対応

避難所への派遣等を実施。さらに派遣先を想定した会場に移り、訓練に参加する外国人に防災（語学）ボランティアが通訳を行った。メイン会場は四つのゾーンに分かれた。①△災害体験ゾーンでは、起震車（地震）、煙ハウス（火事）の体験、消火器の使用訓練を行い、地震のない国からの参加者などから「初めての体験」「非常にためになった」という声があった。②△応急救護ゾーンでは、消防署

は、消防署の協力により毛布担架の作り方、運び方、三角巾による応急手当方法を学び、③△サバイバル知識ゾーンでは災害

時等に役立つロープワークやペットボトルで作った水のろ過器やパネル展示。④△展示ゾーンでは行政機関の防災事業のPRや展示、配布物の提供を行った。その後参加者全員が一堂に集まり、「倒壊家屋からの救出訓練」を実施した。ここでは警察の災害救助犬を使い、行方不明者の捜索・発見・救出から応急手当・搬送までを行う訓練を日本人と外国人が一体となつて行った。外国人も救助する側となり、自助・共助の意識を高める取組となった。



↑倒壊家屋から救出された人を、日本人・外国人が一緒になって応急手当・搬送する様子

【後方支援会場】では、発災から三日目以降を想定し、中野区・武蔵野市・町田市・国分寺市の国際交流協会等と都庁会場とで通信訓練や翻訳作業訓練を実施した。

今後の展望

地域国際化検討委員会の答申では「防災に関する知識や危機意識を共有する外国人

に、災害時に的確な情報が伝われば、災害時の要援護者ではなく、被災者支援の重要な担い手となることができる。」と述べられている。今後、平常時から日本人住民と外国人住民の交流を促進する地域での取組や、外国人への効果的な情報伝達体制の整備及び関係団体とのネットワークの構築に向け

特集

1-2

防災事業における ラジオ局との協働

仙台国際交流協会企画事業課マネージャー

須藤 伸子

多言語防災情報のスタート

「アースクエイク、モフイケ、チジン、…」仙台でFM放送を聞いてみると、一日に何度か、いろいろな外国語で「地震」という意味の単語をつなげたタイトルコールが流れる。これは、Date fmが毎週日曜の朝八時から放送する防災啓蒙番組「SUNDAY MORNING WAVE」の広報メッセージである。仙台国際交流協会では二〇〇五年十二月から、この番組の第二日曜日「グローバルトーク」のコーナーに企画参加している。毎回、

た取組を行い、外国人が日本人とともに生きると主体的に活動できる地域社会を形成することで、災害時にも相互連携できる環境を実現し、ひいては東京で暮らす外国人がより安心、安全に生活することができ、社会の実現を目指していく。



↑ グローバルトーク収録。板橋恵子さん(左)とニュージーランド出身の仙台市国際交流員クリスタル・ライズ(右)

仙台で暮らす外国籍市民が登場し、ラジオ局パーソナリティの板橋恵子さんと一緒に、仙台での暮らしや地震の体験、母国の災害のことなどについて日本語で話し、その後自分の母語で外国人リスナーに向けた防災ワンポイントアドバイスを読み上げるという内容となっている。

宮城県は地震が多く、昨年六月には岩手・宮城内陸地震が発生し、多くの犠牲者を出した。テレビやラジオでは日頃から防災情報が流れ、避難訓練や講演会なども頻繁に開催されていて、住民の防災意識が高い地域である。

Date fmを運営する株式会社エフエム仙台は、一九八二年に創立され、宮城県全域にFM放送を発信している。Date fmの「Date」には、「宮城・仙台らしさ」伊達(だて)の意味もあり、まさに地域に密着した情報発信を行っている。「SUNDAY MORNING WAVE」も防災知識普及のために東北大学や仙台市の協力のもと放送が開始されたが、外国籍市民にも情報発信するため、外国語の翻訳と録音をする人材の相談を受けた当協会が企画に参加することになった。それから三年半が経過し、二〇〇九年六月までに四四名の外国籍市民が出演したが、そのほとんどは、「仙台市災害時言語ボランティア(災害時の外国籍市民支援のために仙台市が募集、当協会が育成しているボランティア。二〇〇九年六月末現在の登録四三名)」または「せんだい留学生交流委員(仙台市内の国際交流を推進するため二〇〇一年度から開始した事業で、毎年選考試験により決定し、委員を委嘱している。二〇〇九年六月末現在二五名)」のメンバーである。ラジオ局との調整のうえ出演者が決まると、防災ワンポイントアドバイスを自分の母語に翻訳する仕事を依頼する。また、番組で

どんな話ができるのかを考えてもらうが、リスナーはほとんどが日本人であるため、日本人にも興味を持って聞いてもらえる内容を考える必要がある。日本で暮らす外国籍市民が災害に対してどんな不安を抱えているのか、地震を体験してどんな気持ちだったのかについて話す他、自分の国の代表的な災害の話や、その備えについて話が及ぶこともある。また、災害に関する話の他に、来日の経緯や、日本での生活で感じていることなどを話すことによって、外国籍市民の生活の様子や、日頃の想いなどを知ってもらうよい機会となっている。

このコーナーが長く続いている理由のひとつに、番組パーソナリティで企画者でもある板橋恵子さん（株式会社エフエム仙台放送統括部長）が、スタート時から今日に至るまで熱心に関わっていることが挙げられる。毎回いろいろな国出身のメンバーが出演するが、その度に、そのゲストの持っている情報や魅力をうまく引き出し、リスナーが関心を抱く話題につなげている。国際交流協会だけでラジオ番組を企画することは、資金的にもノウハウ面でも容易ではないが、協会の持つ人的ネットワークを活かして、報道のプロであるラジオ局と協働すれば、幅広い層へのアピールが可能となる。

ラジオの公開番組を企画

今年二月、このラジオ番組の公開イベント

トを仙台国際センターで開催した。この事業は災害時言語ボランティア公開研修会として、ボランティア研修とボランティア制度の広報を兼ねて毎年行っているものである。「Let's Join Global Talk II」と題した今回のイベントの目的は、ラジオの「グローバルトーク」コーナーを多くの市民に知ってもらうこと、防災について日本人・外国人が交流しながら楽しく学ぶことのふたつであった。会場には、防災に関心のある日本人、外国人、家族連れも集まった。番組の別コーナーに登場している東北大学災害制御研究センターの今村文彦教授と仙台市地震防災アドバイザーの太田千尋さんに、イランとインドネシア出身のふたりの留学生を加え、番組パーソナリティの板橋恵子さんが司会となつてトークセッションを行った。まず、ふたりの留学生から、イランとインドネシアがどのような国で、どんな災害があるのかについて発表した。続いて、今村教授より、地震が起るメカニズムについてわかりやすく解説し、太田アドバイザーからは、災害からどのように自身を守るか、という話をした。トークセッションの途中には、「地震・防災クイズ」を出題し、来場者にも参加



↑ 公開イベントのトークセッション。今村教授から地震のメカニズムについて解説

してもらおうよう工夫したが、意外にも子ども達からの正解が多かった。最近、小学校で防災教室等が頻繁に行われており、大人よりもむしろ子ども達のほうが防災情報を持っているようである。また、災害発生等のパニック時に、外国語で情報を得ることがどんなに困難かを体験してもらうため、災害に関する言葉を使った「伝言ゲーム」を来場者全員で行った。「津波警報が出されたので、急いで歩いて高台に避難してください。」「非常用持ち出し袋には、懐中電灯、ラジオ、水を入れておきましょう。」という伝言では、「高台」「懐中電灯」など、いくらか日本語が流暢でも、日常生活であまり使わない言葉だと外国籍市民は聞き取れない、ということがわかった。

更なる協働を目指して

最後に、国際交流イベントにおける防災事業について紹介したい。当協会では、毎年九月に開催されている「せんだい地球フェスタ（仙台国際センター開館記念行事として開催。昨年度は参加七四団体、来場者約四五〇〇名）」の中で、地震体験車の設置や非常食の配布・広報等、防災に関する企画を行っているが、今年はエフエム仙台の協賛で行っているが、今年もエフエム仙台の協賛で、同社が毎年開催している「サバメシコンテスト」を同時開催する。この「サバメシ」とは、「サバイバル」と《飯（めし）》を組み合わせた言葉で、非常時に入手できるもの



↑今年から始まった番組「SIRADIO」。収録を前に留学生交流委員メンバーがスタジオ見学

で食事を
用意する、
非常食のレ
シピのアイ
ディアコン
テストであ
る。このフ
エステイバ
ルには多く
の外国籍
市民が来

場するので、「食」の観点から、楽しく防災意識を高めてもらえるものと期待している。
今年度、コミュニケーションエフエム局「RAD I O 3」との協働で、前述のせんだい留学生交流委員が企画・出演し、彼らの出身国の音楽や衣食住など、身近な話題を取り上げながら、多文化共生の視点で情報発信する番組のラジオ放送及びインターネット配信を開始した。今後ともメディアとのよりよい協働に取り組んでいきたいと考えている。

特集

1-3

災害時の外国籍市民支援 （財）名古屋国際センターの取り組み

（財）名古屋国際センター交流協力課 主査 加藤 理絵

地域で共に暮らしながら、情報源が限られ、文化的背景が異なる外国籍市民を自然災害から守る、この活動を主要事業としてきた（財）名古屋国際センターの取り組みの現状を紹介したい。

名古屋市との「協定」

本年三月、（財）名古屋国際センター（NIC

）は、その設立者である名古屋市との間で、「大規模地震発生時等における外国人支援に関する協定」を締結した。協定では、市の役割を外国人支援体制の整備とし、災害発生時は、市の災害対策本部の情報をNICへ提供することとした。また、NICの役割は、行動計画を策定し、外国人住民向けの広報・啓発事業を行い、災害発生時は「外国人震災救援センター」を設置して、こ

の業務を他に優先して行うことと明記した。

区役所との連携を進める

名古屋市には現在一四六カ国・地域の約六万七千人、全人口の約三%の外国人が一六の行政区に広く分布して住んでいるので、災害時の外国籍市民の支援には行政や地域の住民・団体の力が欠かせない。NICは二〇〇一年、登録した災害語学ボランティア（注）が、災害発生時に最寄りの区役所に参集して情報を得た後、避難所等で被災者のニーズ聞き取り等を行うシステムを考案した。しかし、この趣旨が区役所職員や、避難所の運営に当たることとなっている地域のボランティア団体と十分共有できず、実効性が危ぶまれていた。そこで、今回の名古屋市との協定を契機に、NIC職員が全区役所を廻つてこのボランティア制度について理解を求め、活動に必要な書類・備品やク



↑名古屋市全区役所に常備された「災害時外国人支援キット」

地域の力の結集を

二〇〇六年、「なごや災害ボランティア連

絡会」が発足した。名古屋市をはじめ防災NPO、社会福祉協議会と、市の「災害ボランティアコーディネーター養成講座」修了者が地元で組織したボランティアグループで構成され、NICも三年前に加わり、地域イベントの共同実施などを実現している。

この交流を通じて、連絡会は「外国人支援の視点」を、NICは「地域情報と防災知識」を、相互に補完してきた。また、各地域のボランティア団体との関係を強めることで、NICによる地域単位での事業の実施が可能になったことも事業の成果のひとつである。

ボランティアの育成と 実地訓練

支援の第一線に立つことになる災害語学ボランティアには、不測の事態に直面しても自ら判断して行動し、さらに混乱もありうる現場で関係者と調整にあたる、コーディネーターの資質が要求される。



↑NIC職員、ボランティアによる参集シミュレーション訓練

今年三月、災害語学ボランティア、NICと名古屋市の職員、そしてNICが運営する国際留学生会館に住む留学生(注2)が加わり、

大規模地震発生時を想定した活動シミュレーションを行った。NIC職員の招集、救済センターの開設、区役所と避難所におけるボランティアの一連の活動をロールプレイを交えて行ったこの体験によって、災害時の状況のイメージづくりや、災害・防災の実践的な知識の必要性を改めて感じることができた。

実地訓練は手間がかかっても、定期的に行うべきである。

あらゆる機会に 「防災の視点」を

昨年一〇月、名古屋市の都心で毎年開催する大規模な国際交流イベント「ワールド・コラボ・フェスタ」(注3)のなかで、前述の「連絡会」と共同で企画し、外国籍市民と地震を扱った「じしんだー」ブースを開設、またステージでは、



↑同フェスタステージ。留学生、防災ボランティアが寸劇で「外国人被災者」の存在をアピール



↑「ワールド・コラボ・フェスタ2008」における防災啓発ブース。6言語の看板が目を引く

外国籍市民も出演する寸劇「天災は外国人にもやってくる」を上演した。こうしたイベントに来場する多くの市民

に直接問題提起するほか、毎週末に二五〇名の学習者が参加する日本語教室「NIC日本語の会」では、ボランティア教師たちが作成した「やさしい日本語による防災テキスト」を使って、授業の最初の五分間に「ワンポイント防災レッスン」を行い、とくに来日して日が浅く、地震を経験したことのない学習者には有効なアドバイスになっている。

PR媒体を多様化

昨年度、クレアの助成を得て実施した「セイフティファースト」外国籍住民を対象とした防災事業」では、六言語による啓発リーフレット



↑6言語の防災啓発パンフレット

「地震から生き残るために」を作成して来館者や事業参加者に配り、また多言語の情報誌にも折り込んだ。

これに先立って行った外国籍市民の防災意識調査の結果、「避難所を知らない人が多い」、「情報は主に携帯サイトやインターネット」などが明らかになったので、ホームページやメールマガジンのほか、エスニックメディア(外国人向けPR媒体)なども十分活用して、防災情報を届けるようにしている。

おわりに

前記の留学生ボランティアには、母語と習得した日本語を生かして、災害発生時に大量の文書、説明書、記事などの翻訳作業が期待されている。

外国籍市民を「災害要援護者」と決めつけず、地域社会のなかで「助ける」だけでなく「助け合う」関係を築いていくことが

この事業の究極の目的であると考えている。

(注1) 大規模災害時にあらかじめ登録した区役所災害対策本部に参集し、避難所等で外国人被災者の言語・心理的サポートをする。現在、二言語約400名が登録している。

(注2) 愛知県内の大学等に在籍する留学生の宿泊施設に入居する留学生約60名が災害ボランティアとしても登録している。

(注3) N I C、愛知県国際交流協会、J I C A 中部、名古屋 N G O センター、なごや国際交流団体協議会が構成する同フェスタ実行委員会が実施。週末の二日間で六万五千人以上の来場者がある。

特集

2-1

災害時における広域的な外国人支援への取り組みについて

(財)神戸国際協力交流センター運営課長 梶山 耕司

はじめに

来年一月で一五年目を迎える阪神・淡路大震災では、震災直後から日本全国に加え世界中から、ボランティアの方々をはじめ多くの方々に支援していただいた。

大震災の教訓から、私たちは、大規模災害では、広域にわたって多くの方との連携による支援が被災地にとっては重要であり、

関西地域における広域的な連携に基づいた適切な対応ができるようなネットワークづくりの整備が必要であると考えている。

こうした状況を踏まえ、近畿地域国際化協会連絡協議会(以下、「近畿地域協議会」という。)において、災害時における広域的な外国人住民支援を実施することを目的として、二〇〇七年五月に「災害時における外国人支援ネットワーク近畿ブロック研究会(以下、「研究会」という。)」を立ち上げ

た。同年二月、全国初の「災害時における外国人支援ネットワークに関する協定書(以下、「協定書」という。)」を締結した。

二〇〇八年度は、この「協定書」の内容をより具体化するものとして、「災害時における外国人支援ネットワークの災害予防対策要綱・災害応急対策要綱」並びに「多言語支援センター設置の手引き(マニュアル)」の作成に取り組んできた。

本稿では、この協定書の締結に至るまでの経緯と、要綱とマニュアル作成の取り組みについて紹介する。

協定書締結までの経緯

近畿地域協議会は、(財)神戸国際協力交流センターのほか、(財)滋賀県国際協会、(財)京都府国際センター、(財)大阪府国際交流財団、(財)兵庫県国際交流協会、(財)なら・シルクロード博記念国際交流財団、(財)和歌山県国際交流協会、(財)京都市国際交流協会、(財)大阪国際交流センターの六府県三政令指定都市の九地域国際化協会が構成されている。

二〇〇五年度近畿地域協議会総会(二〇〇五年十一月に奈良県開催)の場で、近畿地域の広域的な取り組みについての提案がなされた。翌年度の総会(二〇〇七年一月和歌山県開催)で、近畿ブロックの協働事業として、災害時における外国人支援ネットワークについての研究会を立ち上げ、取り組みが決定された。この決定を受け、

同年五月に各協会担当者が集まり、大阪府において第一回研究会を開催した。

この第一回研究会以降第六回まで、NPO法人多文化共生センター大阪代表理事の田村太郎氏をコーディネーターとしてお呼びし、ネットワークづくりの検討を重ねてきた。

この第一回研究会では、田村太郎氏からの提案を受け、広域ネットワークとして具体的に何ができるのかということに論点を絞り、総務省の「多文化共生の推進に関する研究会報告書二〇〇七」の内容に沿った、①コーディネーター機能、②翻訳・通訳体制、③ルールづくり、④ツール、⑤日常活動の五項目を研究会で検討することとなった。

その後、二〇〇七年八月、二〇〇七年度総会（京都市開催）で、「協定書」案のほか、通訳・翻訳ボランティアの情報共有や、派遣のルールを示した要綱案を示し、二〇〇七年中の協定書の締結を目指すことで合意した。協定書の締結にあたり、各協会内での調整などに時間を要したが、二〇〇七年二月、災害時に通訳ボランティアを派遣しあう全国初の協定を結んだ。この協定書には、災害時における通訳ボランティアの広域的な派遣や、翻訳支援、ボランティアの相互共有などに関する支援について明記している。

災害時外国人支援ネットワーク 多言語支援センター設置の手引き の作成について

この協定書の締結を機に、協定書運用の

ための要綱の作成および、ボランティア派遣や翻訳支援などの詳細な災害時外国人支援ネットワーク多言語支援センター設置の手引き（以下、「マニュアル」という。）の作成に取り組みすることし、研究会を再開しマニュアルについての検討を行った。

はじめに、マニュアルの素案を作成し、各協会でも項目について担当を決めた。このマニュアルに盛り込んだ項目は、以下のとおりである。

- ①災害発生時における外国人支援ネットワークの役割、被災時のネットワーク協会の連携、災害時多言語支援センターの立ち上げなど、初動体制
- ②被災地域における支援拠点に必要な機器・設備
- ③現地コーディネーター機能
- ④ボランティアの派遣についての各協会の役割
- ⑤ボランティア派遣にかかる対応（被災地の情報提供など）、ボランティア保険
- ⑥翻訳支援
- ⑦旅費などの費用負担
- ⑧災害時通訳・翻訳ボランティア登録制度
- ⑨各研修・訓練
- ⑩その他

研究会ではこれらの一ないし二項目について、各協会の意見をとりまとめながら一つずつ検討を行い、加筆修正を加えるという作業を繰り返した。なお「被災時のネットワーク協会の連携」については、九協会がイメージ図を作成し、調整することとした。

ボランティア制度については、すでに災害時通訳ボランティア登録制度がある協会や、全体的なボランティア登録制度の中の二項目として「翻訳・通訳」がある協会のほか、新たにボランティア登録制度を設ける協会などがあり、通訳ボランティアの交通費や宿泊費の負担方法、ボランティアの保険加入、個人情報共有など、各協会間で調整に相当時間を要した。

さらに、多言語支援センターの設置およびその支援など、六府県協会と三政令指定都市協会の間で状況が異なる場合もあり、常に府県と政令指定都市との連携を視野に入れた内容にするように心がけた。

昨年度は九回、今年度は二回研究会を開催しマニュアル案の作成を済ませたところである。

これからの取り組みと課題 について

今後は、田村太郎氏を初めとする、外部の有識者の方からご意見をいただき、「要綱」及び「マニュアル」を策定するほか、今年度は（財）京都市国際交流協会、（財）京都府国際交流センター、NPO多文化共生マネジャー全国協議会との共催で、「避難所運営訓練（宿泊訓練）および多言語支援センター設置訓練」を実施する予定である。

こうした訓練などの場で、マニュアルに基づく実地訓練を実施し、マニュアルの実効性を検証していきたいと考えている。

〔参考〕近畿地域国際化協会連絡協議会 災害時における外国人支援ネットワークに関する協定書の内容

近畿地域国際化協会連絡協議会（以下「協議会」という。）の会員は、災害時における外国人支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第一条 ネットワークは、近畿圏内において発生する大規模災害に対し、相互に協力し、外国人に対する災害応急対策及び災害予防対策の、支援を円滑に押し進める体制づくりを行うことを目的とする。

（ネットワークの構成）

第二条 ネットワークは協議会の会員で構成する。

（災害応急対策支援）

第三条 大規模災害が発生した際のコーディネーター及び通訳者の派遣や翻訳による支援などを行う。

二 前項による支援に関する詳細はネットワークにおいて別途定める。

（災害予防対策支援）

第四条 大規模災害の発生に備え、ネットワークを構成する会員相互間でボランティア情報の共有を図る。

二 災害時に迅速に対応できるような必要な研修お

よび訓練を実施する。

三 前各項の実施に関する詳細はネットワークにおいて別途定める。

（事務局担当協会）

第五条 ネットワークの事務局担当協会（以下「担当」という。）は当該年度の近畿地域国際化協会連絡協議会の会長協会と副会長協会とする。

二 第三条の災害応急対策支援の担当は前項の会長協会とする。ただし、会長協会が被災し担当として活動できない場合は副会長協会とする。また、会長協会及び副会長協会共に被災し担当として活動できない場合は翌年度の会長協会とする。

三 第四条の災害予防対策支援の担当は前項の副会長協会とする。

（費用負担）

第六条 第四条に基づく活動に要した費用（職員やボランティアの出張等に要する費用は除く）は協議会の予算を充てる。

（その他）

第七条 その他ネットワークの運営に必要な事項は、その都度ネットワークにおいて定める。

第八条 本協定書は九部作成し、各協会にて一部を保管するものとする。

特集

2-2

横浜市における在住外国人に対する
防災・災害対策の取組について

横浜市国際政策室国際政策課担当課長 山本 治

横浜市は、本年三月に（財）横浜市国際交流協会（以下、「Y O K E」という。）との

間で「外国人震災時情報センター」の設置運営に関する協定を締結した。また、「災

害時多言語表示シート（改訂版）」の全地域防災拠点（注）（四五三カ所）への作成・配布を行ったので、その概要について紹介する。

はじめに

(1) 横浜市における在住外国人の状況

横浜市の二〇〇九年三月末現在の外国人登録者数は、七万八七五七人となっており、総人口の約二・二％を占め、五〇人に一人が外国人となっている。中国（約四〇％）が最も多く、次いで韓国・朝鮮（約二〇％）、フィリピン（約九％）、ブラジル（約五％）の順で、出入国管理及び難民認定法が改正された、一九九〇年（平成二年）と比較すると、全体の人数では約二・四倍、国・地域の数は一〇七カ国から一四八カ国へと多国籍化が進んでおり、日本語が不自由ないわゆる「ニューカマー」と呼ばれる外国人が増加している。

(2) 今回の取組の経過

横浜市では、二〇〇七年三月に策定した「ヨコハマ国際まちづくり指針」に沿って、国際性豊かなまちづくりを推進するため、市民・民間事業者・公益団体の代表者等外部有識者で構成される「ヨコハマ国際まちづくり推進委員会（以下、「まちづくり委員会」という。）」を同年一〇月に設置した。同委員会において検討した結果、二〇〇八年

度の取組テーマとして、「外国人に対する災害対策」が提起された。

また、庁内で検討するためには、各区局と連携しながら、横浜市の災害対策に取組んでいる安全管理局の役割が重要である。同局は、二〇〇八年三月に「危機管理戦略」の重点推進プロジェクト・アクション項目の中に「外国人の災害時の避難支援体制づくりの推進」を位置づけている。それをもとに、多くの外国人が住んでいる三区（中区、鶴見区、南区）を含めた災害対策を所管する関係課長等により構成される「課題プロジェクト会議」を設置した。

この「課題プロジェクト会議」を、前述の「まちづくり委員会」のワーキンググループとして位置づけることで、外部有識者の意見をいただきながら、検討を進める態勢を整えた。

二〇〇八年九月を皮切りに「課題プロジェクト会議」を三回開催し、そこでの検討結果の内容が、十一月の「まちづくり委員会」に「外国人に対する災害対策」として報告され、了承された。

「外国人に対する災害対策」取組内容

(1) 横浜市とY O K E間の災害時連携協定の締結の検討

(2) 多言語防災パンフレット等の作成・配布の検討

(3) 地域防災拠点等の案内表示板（多言語表示）の作成検討など

本市とY O K E間の災害時連携協定の締結について

前述の「まちづくり委員会」で了承された「外国人に対する災害対策」取組内容をもとに具体的に取組を進めることになった。まず、二〇〇九年三月に本市とY O K Eとの間で、「横浜市外国人震災時情報センター」の設置・運営に関する協定」を締結した。Y O K Eと、市民ボランティアとの協働により、外国人に対する震災時の対応が強化されたことになる。

協定の主な内容

震災時の横浜市と(財)横浜市国際交流協会(Y O K E)との協力体制・役割分担等を明確にし、外国人支援を円滑に行うことができるようにする。

①「横浜市外国人震災時情報センター」を設置する場合

地震により横浜市災害対策本部が設置された場合、本市の要請により、(財)横浜市国際交流協会(Y O K E)が設置

②設置場所

(財)横浜市国際交流協会(Y O K E)事務所内

③「横浜市外国人震災時情報センター」の業務内容

・震災時に外国人に対して提供が必要な情報等の翻訳

・地域防災拠点等への通訳ボランティアの派遣及びその調整

・外国人からの相談・問合せ等への対応

・その他、外国人支援を円滑に行うにあたり必要な事項

協定締結の効果

①横浜市とY O K Eとの協力体制・位置づけの明確化

②平常時から通訳ボランティアの派遣や多言語による情報提供・相談等の外国人支援を行っているY O K Eのノウハウの活用

なお、Y O K Eと本市との協定締結に先立ち、関東地域の国際交流協会（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市）間で「関東地域国際化協会連絡協議会災害時における外国人ネットワークに関する協定」を締結した。このことにより、他の自治体国際交流会との広域連携の可能性が広がった。

「災害時多言語表示シート」の作成・配布について

災害時に必要とされる言葉や文章を表記した「災害時多言語表示シート」を作成し、二〇〇九年三月、全地域防災拠点（四五三カ所）に配布した。シートの概要は、次のとおりである。

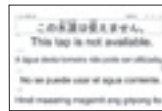
■ シートの概要

避難場所で掲示される
ことばや文章を想定し、
多言語に翻訳したもの。
(A3判、一〇四ページ、
財自治体国際化協会の「多言語表示シ
ート作成ツール」をもとに、作成)



【表示例】

- ①この水道は使えません。
- ②携帯電話はマナーモード
にしてください
- ③炊き出し・・・時〇〇分から
- ④室内では静かにしましょう。



【言語】

英語、ポルトガル語、スペイン語、タ
ガログ語、中国語（簡体字・繁体字）、
韓国・朝鮮語、やさしい日本語

なお、「外国人に対する災害対策」で、ま
だ実施されていない多言語防災パンフレット
の作成・配布及び地域防災拠点等の案内表
示板の作成については、現在、実現に向け、
取組を進めているところである。

今後の取組について

説明してきた、本市とYOKKE間の災害
時連携協定の締結や、災害時多言語表示シ
ートの全地域防災拠点への作成・配布は、
外国人に対する災害対策の充実に向け、小

さいが確かな一歩を踏み出したといえる。外
国人の方々に対する、災害時の対応が迅速
で効果的に行われるように、YOKKEや国
際交流ラウンジ（市内七カ所に本市が設置
し、ボランティア団体やNPO法人などに運
営を委託）と協働・連携して、さらに取組
を進める必要がある。

また、災害時多言語表示シートについて
も、今後、地域防災拠点で行われる訓練に
おいて、外国人も訓練に参加する中で、実
際に活用されることが重要であり、このよ
うな取組が行われるように働きかけていき
たいと考えている。

YOKKEは市民の力を組織し、災害対策
にとどまらず、在住外国人を支援する公共
と民間の中間に位置する団体（コーディネート
ター）として、現在、①相談、②通訳派
遣、③日本語教育、④情報交換の取組を行
っている。

横浜市としては、今後とも、YOKKEと
協働し、国際交流ラウンジ等と連携しなが
ら、在住外国人に対する支援に取り組んで
いきたいと考えている。

（注）地域防災拠点…横浜市では、身近な小・中学校等を
震災時の避難場所に指定し、情報受伝達、防災資機材等
の備蓄などの機能を備えた「地域防災拠点」としている。

特集
3

多言語か「やさしい日本語」か
災害時の情報を外国人に伝えるためのことば

弘前大学人文学部教授 佐藤 和之（社会言語学）

地域防災計画と
「やさしい日本語」

自治体行政に携わる者にとってはすでに
周知のことだが、阪神淡路大震災を契機と
して日本中の市町村が地域防災計画に大幅
な修正を加え、また『災害時における要援

護者支援マニュアル作成指針』も整備する
こととなった。自治体によって違いはあるも
の、その表現には、「あらかじめ外国人に
理解できる言語及び「やさしい日本語」、ま
たは絵カード等で準備すること」や「外国
人が居住する地域や外国人観光客の多い地
域については、防災行政無線に多言語情報



↑「やさしい日本語」を使った避難所への誘導標識(弘前市)

を追加したり、「やさしい日本語」を使用したりすることが必要である、「多言語や「やさしい日本語」を用いた災害情報の提供方法、災害救援情報の提供」といった文言が使われるようになってきたことにお気付きだろうか。

たとえば外国籍住民が多い神奈川県は『災害時における要援護者支援マニュアル作成指針』で「多言語や「やさしい日本語」を用いた情報伝達体制の整備」を奨励する。また横浜市では「災害時要援護者対策」として「やさしい日本語及び多言語による防災マップの作成・配布」等を行うこととして

いる。一方で、外国籍住民が少ない秋田県(四七都道府県中四位)(注1)でも『災害時要援護者避難支援プラン策定指針』で、「日本語で伝えられる情報が十分理解できない」外国人には「外国人に理解できる言語およびやさしい日本語」で「危険に関する注意喚起情報を伝える」ことを決めている(注2)。日本に滞在する外国人が増えたり多様化したりすると、なぜ「やさしい日本語」を使っているのか、なぜ「やさしい日本語」を使っているのか、災害時の多言語情報の伝え方という点から考えてみる。

外国人には「やさしい日本語」の理由

外国人住民が、災害時に不安に思うことの上に「ことばの問題」がある。阪神淡路大震災での被災外国人に調査した松田たち(一九九七)によれば、外国人は日本語能力が高くないため(ことばが)あまり理解できないテレビのニュースの画面を見ながら、必死で(何が起きているのか)推測しようとしたことや「避難所があつて、そこで食料などが得られることは知らなかった」、「(ガス漏れのために)自分が住んでいる所に避難命令が出ていたことをまったく知らなかった」という。

そういった外国人に、阪神淡路大震災以降の行政はどのような対策を取るようになったのか。外国人登録者数(注3)が第二位の愛知県(二万八千人・二〇〇八年二月末)国際交流協会の調査結果(注4)を見てみる。

同調査は新潟県中越地震後のものでもあるが、災害発生時に「外国人に対して特別な対応を行う」と答えた愛知県内の国際交流団体は全体の二七%に留まった。少し具体的に書けば、次のような改善が必要に思われた。

○大規模災害が起きた直後の「何が起きたのか」や「どうやって身を守ればいいのか」「どこに逃げればいいのか」といった、発災直後の情報や被災外国人が行動を起こすための判断情報を伝える方法の整備が必要である。

○「避難所に多言語で貼り紙をする」や「語学のできる人を避難所に派遣する」といった対策を回答する。しかし災害下では外国語対応のできる担当者は限られることや担当者自身も被災者であること、つぎつぎと変化する災害下の情報を限られた担当者だけで外国語に翻訳して伝えることは不可能なことを前提にした対策を用意すべきである。

○多言語による掲示物や通訳による外国人被災者支援を行うには、発災から少なくとも七十二時間(注5)を必要とする。「水や食料はどこでももらえるか」や「安全な場所はどこか」、「家族に連絡をとる方法はあるのか」といった、外国人が七十二時間を自力で生き延びられる情報の伝達方法を用意する必要がある。

つぎに、外国人が新潟県中越地震でとった避難行動を調査してみると、彼らは指定



↑「やさしい日本語」を使った掲示板(新潟県中越地震で使用)

避難所だけでなく市役所や市立図書館に集まる特徴があり、その理由は四点であった。

(1) 伝えられる情報は日本語ばかりで、何が起きているのかわからなかったから

(2) 生活必需品の入手方法や被災後の過ごし方に不安があったから

(3) 日本人と入り混じった避難所ではことばが通じず、情報も伝わらないから

(4) ことばの通じる仲間のところに行ったから

被災者たちは、どのような行動を起こすべきか自分で決定できる情報を求めている。外国人にも情報は逐一伝えられねばならない。しかし発災直後は、被災の状況が目ま

ぐるしく変わるため、日本人にすら情報を十分に伝えることは難しい。ましてそれらを外国語に翻訳しての伝達は不可能と理解すべきである。

それでは七十二時間対応の案文を事前に多言語で用意しておくことはどうか。これには次のような問題がある。発災直後の情報伝達、たとえば避難所への誘導などは音声に頼らねばならない。ラジオやテレビのアナウンサー、防災無線や広報車の読み手に、原稿を多言語で読む訓練を課すことは不可能である。仮に紙媒体での多言語掲示物ができていたとして、伝える側が外国語で書かれた内容の確実性を担保できない限り行政は被災者に伝えることはできない。まして行政からの情報を外国語ができるらしい人に、公的なものとして翻訳あるいは通訳してもらえないことはもちろんである。事実、自治体国際化協会が行ったアンケート(注6)では、通訳者や翻訳者の質の問題、あるいは翻訳された資料の誤訳の問題が報告されている。

このような混乱の中で、さまざまな言語を話す外国人に、日本人と同じ情報を速やかに伝えるにはどうすればいいのか。その答えが神奈川県や横浜市の選択であった。「やさしい日本語」でも伝えることが最善だったのである。一方で、外国人居住者が少ない秋田県では、外国語対応をする相談員が神奈川県や横浜に比べて少なく、支援者が到着するまでの支援は「やさしい日本語」で

続けることが最善と判断したのである。

この傾向は、近年の国の施策にも影響を与え、外国人労働者問題関係省庁連絡会議(内閣官房)は、日本に滞在する「生活者としての外国人問題の対応策」として、「各種行政サービスの提供にあたり、地域の外国人の実態を踏まえ、外国語による情報の提供、通訳・翻訳サービスの充実、やさしい日本語の普及等に努める」との施策を示しはじめた。

「やさしい日本語」とは どんな日本語か

「やさしい日本語」とは、災害時の外国人被災者のための日本語のことである。大規模災害が起きたときに「やさしい日本語」を使った音声で、日本語に不慣れな外国人被災者を安全な場所へ誘導し、それぞれの母語による生活支援が始まるまでに必要となる避難所生活での情報を「やさしい日本語」で書いた掲示物で伝えようと考え出された。外国人に情報を伝える立場の行政や支援者にとっても、翻訳に追われる作業や確認のための手間が省けるため、非常時でも情報を的確に伝えられるという利点がある。

「やさしい日本語」は日本語学習者が初級段階で学ぶ約二〇〇〇の語彙と短文を主とした単純な構造からできている。たとえば「あなたの家やアパートはだいじょうぶですか。もし危ないと思ったら近くの学校、公園など、広いところへ行ってください」のよ

やさしい日本語の案文	内 容
こちらは●●です。	情報提供
今から、地震についてお伝えします。	地 震
地震はとまりました。落ち着いてください。	
頭の上に気をつけてください。	周辺注意
倒れやすいものに気をつけてください。	
すぐ火を消してください。	火 災
ガスの元栓をしめてください。ガスが出ないようにしてください。	
車を運転している人は気をつけてください。	運 転
車を運転している人は、車を道の左に停めてください。	
これから、大きい地震が起きるかもしれません。	余 震
まず、自分の体を守ってください。	周辺注意
外は危ないかもしれません。外をよく見てから逃げてください。	避難指示
外が安全なとき、外に出てください。	
避難するとき、歩いてください。逃げるとき、歩いてください。	
●●は、地震について新しいお知らせがあるとき、すぐお伝えします。ラジオやテレビはいつもつけておいてください。消さないでください。	情報提供
このままラジオを聴いてください。	

↑災害発生から2分後までの放送用「やさしい日本語」文
 災害発生直後に伝えることを想定した案文例。おもにコミュニティFMや地元テレビ・ラジオ局、防災無線、市町村の広報車などで使われることを想定

使った詳細な説明やその理由は、弘前大学人文学部社会学言語学研究室のホームページ(注7)で知ることが出来る。同ホームページにはまた、「やさしい日

- (1) 一文を短くして分かち書きにし、文の構造を簡単にする
- (2) 災害時によく使われることばや知っておいた方がよいことばは、そのまま使おう。ただし、そのことばの後に「やさしい日本語」での言い換え表現を付け加える
- (3) カタカナ外来語はできるだけ使わない
- (4) ローマ字はできるだけ使わない
- (5) 擬音語や擬態語はできるだけ使わない
- (6) 使用する漢字やその使用量に注意し、漢字を使ったときはルビをふる
- (7) 年月日、時間の表記は西暦と二時間表記にし、スラッシュは使わない
- (8) 動詞を名詞化した表現は使わず、できるだけ動詞文にする
- (9) 「おそろく」「たぶん」などの曖昧な表現は使わない
- (10) 二重否定の表現は使わない
- (11) 文末表現はできるだけ統一する
- (12) などである。具体的な文を

「やさしい日本語」が外国人の命を救う「やさしい日本語」研究会
 (注5) 佐藤和之(二〇〇七)「被災地の七十二時間」『やさしい日本語』が外国人の命を救う「やさしい日本語」研究会
 (注6) 自治体国際化協会(二〇〇七)「新潟中越沖地震被災地における外国人被災者支援活動に関するアンケート報告書」
 (注7) 弘前大学人文学部社会学言語学研究室(検索エンジンキーワード:やさしい日本語・弘前大学)
<http://human.cc.hirosaki-u.ac.jp/kokugo/EJ1a.htm>

外国人被災者に彼らの母語で情報を伝えられるなら、それに勝るものはない。そしてもう一つ「やさしい日本語」は地域に居住する外国人の母語に取って代わろうというものでもない。もともと二〇〇〇語だけで災害情報を伝えようというのであるから、必要最低限の安全を保障する情報を伝えるだけの表現法である。
 しかし被災外国人にいち早く、そして一人でも多くに情報を伝えようとするとき、「やさしい日本語」はどの外国語よりも有効になるはずだ。
 (注1) 二〇〇八年末における法務省人国管理局調べによる。二〇〇九(平成二一)年七月公表
 (注2) 外国人労働者問題関係省庁連絡会議(二〇〇六)「生活者としての外国人」に関する総合的対応策」内閣官房
 (注3) 法務省人国管理局(二〇〇九)「平成二〇年末現在における外国人登録者統計について」
 (注4) 愛知県国際交流協会(二〇〇五)「外国人に対する防災対策調査」
 (注5) 佐藤和之(二〇〇七)「被災地の七十二時間」『やさしい日本語』が外国人の命を救う「やさしい日本語」研究会
 (注6) 自治体国際化協会(二〇〇七)「新潟中越沖地震被災地における外国人被災者支援活動に関するアンケート報告書」
 (注7) 弘前大学人文学部社会学言語学研究室(検索エンジンキーワード:やさしい日本語・弘前大学)
<http://human.cc.hirosaki-u.ac.jp/kokugo/EJ1a.htm>

うな表現である。日本に住んで半年くらい
 の外国人にとつて「安全」や「危険」は難
 しいことばであるが、「やさしい日本語」で
 はそれらを「だいじょうぶ」や「危ない」に
 言い換える。同様にして「避難所」は「逃
 げるところ」、「しばらく」は「すこし」、「津
 波」は「高い波」といったように表現する。
 文の作り方については二の規則を設けた。

- (1) 難しいことばを避け、簡単な語彙を使
 う
- (2) 一文を短くして分かち書きにし、文の
 構造を簡単にする
- (3) 災害時によく使われることばや知って
 おいた方がよいことばは、そのまま使
 う。ただし、そのことばの後に「やさ
 しい日本語」での言い換え表現を付け
 加える
- (4) カタカナ外来語はできるだけ使わない
- (5) ローマ字はできるだけ使わない
- (6) 擬音語や擬態語はできるだけ使わない
- (7) 使用する漢字やその使用
 量に注意し、漢字を使った
 ときはルビをふる
- (8) 年月日、時間の表記は西
 暦と二時間表記にし、ス
 ラッシュは使わない
- (9) 動詞を名詞化した表現は
 使わず、できるだけ動詞
 文にする
- (10) 「おそろく」「たぶん」など
 の曖昧な表現は使わない
- (11) 二重否定の表現は使わな
 い
- (12) 文末表現はできるだけ統一
 する

外国人用の災害情報は多言語か「やさしい日本語」か

本語」の有効性について検証した実験結果も掲載しているので参考にしてほしい。